

公 告 第 5 2 1 号

婦人科検診補助金支給規程改定について

令和 5 年 7 月 2 7 日開催の第 1 3 3 回組合会において、婦人科検診補助金支給規程改定について
議決・承認されましたので、組合規約第 5 2 条の規定により公告します。

記

改定内容：家族健診（けんぽ共同健診）【施設健診】の子宮頸部細胞診費用を上限 5,000 円まで補助を
全額補助に変更、あわせて一部文言及び表記の修正を行う。

改定後				改定前				
被保険者の婦人科検診				被保険者の婦人科検診				
		30歳未満	30歳以上			30歳未満	30歳以上	
乳がん	定期健康診断	○	○	全額補助	定期健康診断	○	○	全額組合負担
	人間ドック	-	△	子宮がん検診と合わせた総額 10,000 円まで補助	人間ドック	-	△	婦人科検診補助として 10,000 円まで補助
	Smart ドック	-	○	全額補助	Smart ドック	-	○	全額組合負担
	任意の医療機関	-	-	補助なし（※ただし、やむを得ない事由と組合が認めた場合に限り全額補助）	任意の医療機関	×	×	補助なし（※ただし、やむを得ない事由と組合が認めた場合に限り全額補助）
子宮がん	定期健康診断	○	○	全額補助	定期健康診断	○	○	全額組合負担
	人間ドック	-	△	乳がん検診と合わせた総額 10,000 円まで補助	人間ドック	-	△	婦人科検診補助として 10,000 円まで補助
	Smart ドック	-	○	全額補助	Smart ドック	-	○	全額組合負担
	任意の医療機関	○	○	全額補助	任意の医療機関	○	○	全額組合負担
<p>・ ○：全額補助 △：補助あり ×：(削る) -：対象外(補助なし)</p> <p>・ 補助金は、「定期健康診断」「人間ドック」「Smart ドック」「任意の医療機関」での検診において、年度内いずれか 1 回を限度とし支給する。</p> <p>・ (削る)</p>				<p>・ ○：個人負担なし △：健保より補助金あり ×：健保より補助金なし -：受けられない</p> <p>・ 補助金は、「定期健康診断」「人間ドック」「Smart ドック」「任意の医療機関」での検診において、年度内いずれか 1 回を限度とし支給する。</p> <p>・ 「人間ドック」の上限 10,000 円とは、乳がん検診と子宮がん検診の合計金額とする。</p>				
被扶養者の婦人科検診				被扶養者の婦人科検診				
		30歳未満	30歳以上			30歳未満	30歳以上	
乳がん	人間ドック	-	△	子宮がん検診と合わせた総額 10,000 円まで補助	人間ドック	-	△	婦人科検診補助として 10,000 円まで補助
	Smart ドック	-	○	全額補助	Smart ドック	-	○	全額組合負担
	けんぽ共同健診	-	○	全額補助	けんぽ共同健診	-	○	全額組合負担
子宮がん	人間ドック	-	△	乳がん検診と合わせた総額 10,000 円まで補助	人間ドック	-	△	婦人科検診補助として 10,000 円まで補助
	Smart ドック	-	○	全額補助	Smart ドック	-	○	全額組合負担
けんぽ共同健診		-	○	【巡回】全額補助 (HPV検査)	けんぽ共同健診	-	△	【巡回】全額補助 (HPV検査)
				【施設】全額補助 (子宮頸部細胞診)				【施設】上限 5,000 円まで補助 (子宮頸部細胞診)
<p>・ ○：全額補助 △：補助あり ×：(削る) -：対象外(補助なし)</p> <p>・ 補助金は、「定期健康診断」「人間ドック」「Smart ドック」「任意の医療機関」での検診において、年度内いずれか 1 回を限度とし支給する。</p> <p>・ (削る)</p> <p>附則 (施行期日) この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>				<p>・ ○：個人負担なし △：健保より補助金あり ×：健保より補助金なし -：受けられない</p> <p>・ 補助金は、「定期健康診断」「人間ドック」「Smart ドック」「任意の医療機関」での検診において、年度内いずれか 1 回を限度とし支給する。</p> <p>・ 「人間ドック」の上限 10,000 円とは、乳がん検診と子宮がん検診の合計金額とする。</p>				

以上

令和 5 年 7 月 2 8 日

J-オイルミルズ健康保険組合
理事長 渡辺 健市

